

令和5年度 新潟県 上越市立城北中学校 いじめ防止基本方針



I いじめ防止の基本理念

「いじめ」は、生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」、そして、「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、全校体制で組織的に「いじめの防止」(未然防止のための取組等)、「早期発見」(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等)、「いじめに対する措置」(発見したいじめに対する対処)までを丁寧な根気強く取り組む。

II いじめの定義(新潟県いじめ防止基本方針・新潟県いじめ等の対策に関する条例より)

「いじめとは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」

III いじめ防止等対策委員会の設置

1 未然防止、早期発見のための構成員と任務

校長及び生徒指導部員(教頭・生徒指導主事・学年主任・学年生徒指導担当・人権教育、同和教育担当・養護教諭・教育相談担当・特別支援教育担当・スクールカウンセラー)が、いじめ防止等対策委員会の構成員であり、本校におけるいじめ防止基本方針の作成、推進、改善を行う

2 いじめ発生後の対応のための構成員と任務

1の構成員に加え、該当学級の担任、該当学年PTA役員等校長が他に必要と認めたものが、対応を協議し、組織的に対応する

IV いじめ防止対策(令和5年度)

1 未然防止のための取組

(1)いじめ防止に向けた具体的な取組の実施

月	主 な 取 組
4	校内研修(生徒理解、基本方針)、保護者への啓発@PTA総会、教育相談①
5	各専門委員会・研修部の活動計画立案と生徒総会の実施
6	人権集中学習①
7	教育相談②(学校生活アンケート) ステップフォワードプロジェクト①(自治的集団づくり)
8	校内研修(いじめ防止)
9	体育祭に向けた集団づくり・計画・立案・運営・振り返り
10	教育相談③、城北祭・合唱祭に向けた集団づくり・計画・立案・運営・振り返り
11	いじめ見逃しゼロ運動、人権集中学習②
12	ステップフォワードプロジェクト②(自治的集団づくり)
1	保護者への啓発@入学者保護者説明会
2	教育相談④、人権集中学習③、卒業・進級プロジェクト
3	生徒会リーダー研修会、城北ガイドブックの見直し

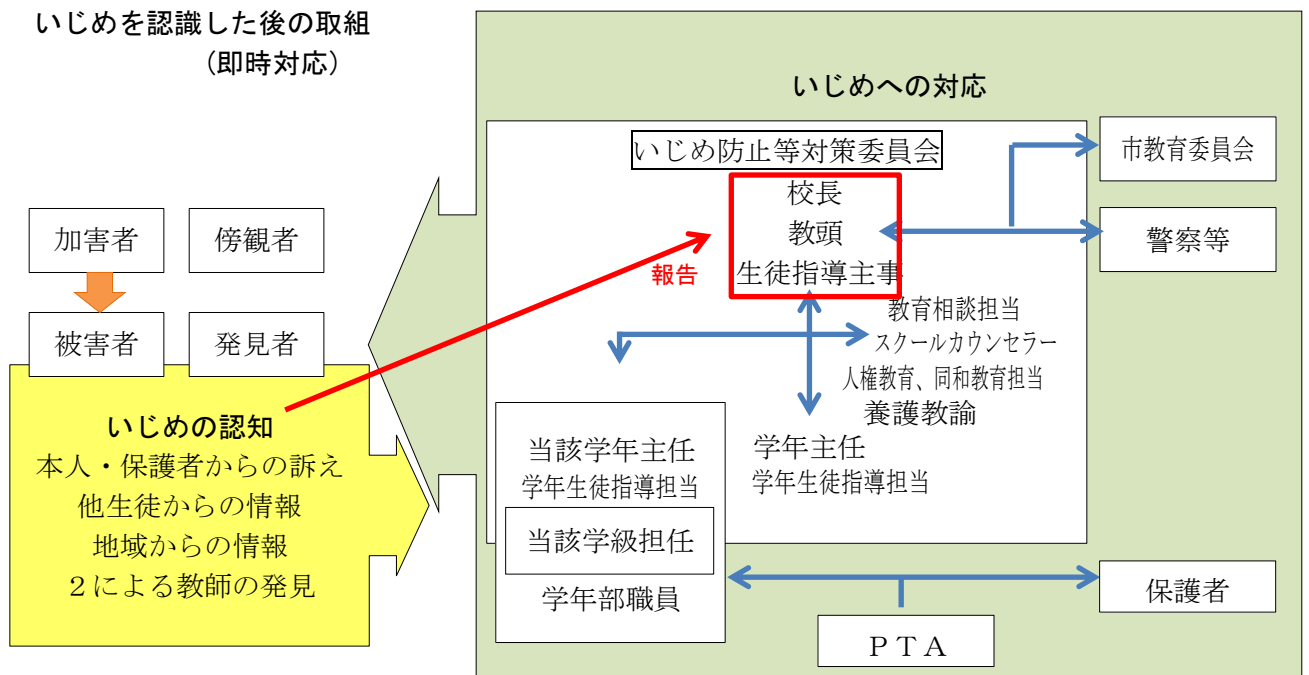
(2)いじめや差別を許さない生徒集団の育成

- ① 生徒指導部会を実施し、生徒指導方針の共通理解、生徒理解の充実を図る
- ② 全教職員の共通理解を図るため、年間に複数回、いじめ問題や集団づくりに関する校内研修を実施する
- ③ 全教育課程を通じた道徳教育、人権教育、同和教育を推進する
- ④ 6月、11月、2月に人権集中学習を行う
- ⑤ 生徒主体のいじめ見逃しゼロ運動や自治活動を実施する

2 早期発見のための取組

- (1) 生徒の観察(出席確認、健康観察等含む)
- (2) 教育相談アンケート等による状況把握
※生徒の命や人権等に関わる内容は直ちにいじめ防止等対策委員会に報告する
- (3) 生徒指導部会
 - ・毎週1回生徒指導部員による部会を行い、情報交換と生徒指導の方針を協議する
 - ・定期的にスクールカウンセラーを交えた部会を行い、専門的な助言を得る。
- (4) 教育相談
 - ・年4回(4月、7月、11月、2月)の教育相談を実施する
 - ・7月は夏季休業前の自死予防のために相談として位置付ける。
- (5) 「子どもとともに1・2・3運動」の実施 (必要に応じて1日目から家庭訪問を実施)
- (6) スクールカウンセラー及び関係機関との連携、情報交換

3 いじめを認識した後の取組 (即時対応)



4 法的根拠

【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）、重大事態解説（案）資料2より】

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（←死・自殺未遂、30日以上に加療、ある一定の財産被害、精神性疾患）

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（←年間30日以上欠席を目安）

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。